

議案第20号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表49の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、52の項、53の項、60の項、65の項、71の項及び81の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。